事務取扱要綱等 (「千葉県情報公開条例解釈運用基準」及び「知事が保有する 行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」)の改正について

1 主な改正点

(1) 受付番号の取得に関すること

開示請求者の利便性等の観点から、開示請求書の受付時に受付番号を記載し、 その受付番号を開示決定通知書等の各種通知に記載する。【要綱】

情報公開推進会議で提案された意見に関する改正

- (2) 異議申立てから諮問まで、及び答申から決定までの処理期間に関すること 異議申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、以下の改正を行う。
 - ア 原処分を妥当とする答申を受けた事案は<u>30日</u>を、その他の事案は<u>60日</u> を、決定までの標準的な処理期間とする。【解釈・要綱】
 - イ 以下の事案については、その理由等を年1回公表する。【要綱】 諮問までに長期間を要した(異議申立てから諮問までに90日を超えた) 事案

決定までに長期間を要した(答申から決定までに90日を超えた)事案 担当課(所)は前年度に上記 の事案があった場合、毎年7月31日までに、その理由等を総合窓口に報告する。

総合窓口は、毎年10月頃公表している年次報告書において、これらを 公表する。なお、公表は平成18年度分から実施する。

- (3) 支障事案への対応に関すること
 - ア 開示請求書に必要的記載事項が記載されていないため当該開示請求を却下 する場合の補正の求めは書面で行う。【要綱】

行政文書を特定することができない場合に行う却下処分 開示請求権の濫用を理由に行う却下処分

- ウ 上記イの決定に当たっては、情報公開審査会の意見を尊重する。【要綱】
- 2 その他の改正点
- (1) 法令の改正に伴う改正【解釈】
- (2) 担当課(所)は、異議申立人の求めに応じて、事務処理の進行状況及び見通し等について回答する。【要綱】
- (3) 答申後に答申の内容に影響を及ぼすような新たな事実等が判明した場合、審査会に報告し、原則として諮問を取り下げ、改めて諮問する。【要綱】
- 3 施行日 平成19年4月1日

千葉県情報公開条例解釈運用基準 新旧対照表

手引き 該当頁	改正後	改正前	備考
P15	第5条 開示請求の手続 【解釈及び運用】 2 第1号関係 「県内に住所を有する個人」とは、 県の区域内に生活の本拠を有する 自然人(外国人を含む。)をいう。 「県内に主たる事務所を有する 法人」とは、県の区域内に主たる事 務所又は本店を有する、株式会社等 の会社法上の会社及び民法その他 の法律により設立された法人をい う。	第5条 開示請求の手続 【解釈及び運用】 1 第1号関係 「県内に住所を有する個人」とは、 県の区域内に生活の本拠を有する 自然人(外国人を含む。)をいう。 「県内に主たる事務所を有する 法人」とは、県の区域内に主たる事 務所又は本店を有する株式会社等 の <u>商法</u> 上の会社、民法その他の法律 により設立された法人をいう。	平成17年法 律86(会社法)・87(会社 法の施行に伴 う関係法律の 整備等に関す る法律)の施行 (平成18年 5月1日)に伴 う改正
P21	第7条 開示請求の手続 【解釈及び運用】 2 第2項関係 (4) 口頭による指導に応じないまま開示請求書が提出された場合、 郵送された開示請求書に不備があった場合などは、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。 相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなる。	第7条 開示請求の手続 【解釈及び運用】 2 第2項関係 (4) 口頭による指導に応じないまま開示請求書が提出された場合、 郵送された開示請求書に不備があった場合などは、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。 相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求 者が不備な部分を補正しない 場合には、当該開示請求を却下することとなる。	用語の整理
P35	第8条第3号 法人等情報 【解釈及び運用】 1 第1号関係 「法人」とは、株式会社等の <u>会社</u> <u>法</u> 上の会社、民法その他の法律によ り設立された法人をいう。	第8条第3号 法人等情報 【解釈及び運用】 1 第1号関係 「法人」とは、株式会社等の <u>商法</u> 上の会社、民法その他の法律により 設立された法人をいう。	上記と同じ

手引き	75.77%	7h.T. ≥ 5	/ # ± z
該当頁	改正後	改正前 	備考
	第20条 審査会への諮問等	第20条 審査会への諮問等	
P94	【解釈及び運用】	【解釈及び運用】	
P 9 4	1 第1項関係	1 第1項関係	
	略	略	
	審査会への諮問は、「次の各号の	審査会への諮問は、「次の各号の	
	いずれかに該当する場合を除き、速	いずれかに該当する場合を除き、速	
	やかに」行うこととされていること	やかに」行うこととされていること	
	については、 <u>30日を標準的な処理</u>	については、 <u>30日以内を標準的な</u>	用語の整理(要
	<u>期間とする。</u>	処理期間とすることとする。	綱と合わせる)
P95	2 第2項関係	2 第2項関係	
~	「答申を受けたときは、これを尊	「答申を受けたときは、これを尊重	
P96	重して」とは、審査会が、本条例及	して」とは、審査会が、本条例及び	
	び情報公開制度全般に精通してい	情報公開制度全般に精通しているこ	
	ること、不服申立てに係る行政文書	と、不服申立てに係る行政文書の内	
	の内容を実際に見分した上で審議	容を実際に見分した上で審議するこ	
	することができることから、その救	とができることから、その救済機関	
	済機関としての機能にかんがみ、実	としての機能にかんがみ、実施機関	
	施機関は、不服申立てに対する決定	は、不服申立てに対する決定又は裁	
	又は裁決を行うに当たっては、その	決を行うに当たっては、その答申を	
	答申を尊重しなければならないこ	尊重しなければならないことをい	
	とをいう。	う。	
	「速やかに、当該不服申立てに対		運用の改善(審
	する決定又は裁決を行わなければ		査会答申関連)
	ならない。」とされていることにつ		
	いては、答申が原処分を妥当とする		
	場合は30日を、その他の場合は6		
	0日を標準的な処理期間とする。		
	3 運用上の留意点		運用の改善(推
	開示請求権の濫用であると判断		進会議報告関
	される開示請求、及び開示請求に係		連 支障事案)
	る行政文書が特定されていないと		
	判断される開示請求に対する却下		
	に係る不服申立てがあった場合、本		
	条による諮問は要しないが、これら		
	の不服申立てに対する決定又は裁		
	決に当たっては、審査会の意見を聴		
	<u>くものとする。</u>		
	<u>4</u> 不服申立てがあった場合の事務	<u>3</u> 不服申立てがあった場合の事務	
	処理については、実施機関の定める	処理については、実施機関の定める	
	事務取扱要綱によるものとする。 	事務取扱要綱によるものとする。	

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 新旧対照表

改正箇所	改正後		備考
該当頁			
第2	第2 情報公開窓口の設置等	第2 情報公開窓口の設置等	出先機関窓
1 (2)	1 情報公開窓口の設置	1 情報公開窓口の設置	口の定義の
	(2) 各出先機関窓口	(2) 各出先機関窓口	整理
要綱P1	千葉県組織規程(昭和32年千葉県	千葉県組織規程(昭和32年千葉	
	規則第68号。以下「組織規程」とい	県規則第68号。以下「組織規程」	
	う。)第5条に規定する出先機関(<u>組</u>	という。)第5条に規定する出先機	
	織規程第37条の5に規定する事務	関(千葉県事務決裁規程(昭和 31	
	所、同規程第51条の17に規定する	年千葉県訓令第 10 号。以下「決裁	
	整備事務所、同規程第51条の19に	規程」という。)第25条第5項の規	
	規定する港湾事務所及び同規程第	定により出先機関とみなされる機	
	51 条の 21 に規定する区画整理事務	関を含む。以下「出先機関」という。)	
	<u>所</u> を含む。以下「出先機関」という。)	の文書事務を担当している課等で、	
	の文書事務を担当している課等で、	各出先機関の長が指定するところ。	
	各出先機関の長が指定するところ。		
第2	3 情報公開窓口で行う事務	3 情報公開窓口で行う事務	運用の改善
3(1) オ	(1) 総合窓口で行う事務	(1) 総合窓口で行う事務	(推進会議
	オ 開示請求に係る受付番号の管	新設及び新設による符号の繰り	意見関連
要綱P2	<u>理に関すること。</u>	下げ	受付番号導
	<u>カ</u> 行政文書開示請求管理システム	<u>オ</u> 行政文書開示請求管理システム	入
	への登録(以下「電算登録」とい	への登録(以下「電算登録」とい	
	う。) に関すること。	う。) に関すること。	
	(以下、同様に繰り下げる。)	(以下略)	
第2	4 担当課(所)で行う事務	4 担当課(所)で行う事務	運用の改善
4 🗆	コ 異議申立て事案の千葉県情報公	コ 異議申立て事案の千葉県情報公	(推進会議
	開審査会(以下「審査会」という。)	開審査会(以下「審査会」という。)	報告関連
要綱P3	への諮問 <u>及び意見照会</u> に関するこ	への諮問に関すること。	支障事案)
	と。		
第3	(5) 開示請求書の受付	(5) 開示請求書の受付	運用の改善
2 (5) ア	ア 受付時の取扱い	ア 受付時の取扱い	(推進会議
(1)	(イ) 受付は千葉県行政文書規程	(イ) 受付は千葉県行政文書規	意見関連
	(昭和61年千葉県訓令第13号。	程 (昭和 61 年千葉県訓令第	受付番号導
要綱P6	以下「行政文書規程」という。)	13号。以下「行政文書規程」	入)
	第 16 条に規定する収受印 (以下	という。)第 16 条に規定する	
	「収受印」という。) を <u>押印する</u>	収受印(以下「収受印」とい	
	とともに、年度別の受付番号を記	う。) を <u>押印して行う。</u>	
	載して行う。各出先機関窓口で受		
	け付ける場合には、総合窓口に電		
	話で照会の上、受付番号を記載す		
	<u> </u>		
	なお、この受付番号は、規則第		
	二号様式から規則第七号様式の		
	<u>二まで、及び別記第1号様式に</u>		
	より通知する際、備考欄に記載		

改正箇所		,	
該当頁	改正後	改正前	備考
	<u>する。</u>		
 第3	(6) 開示請求書を受け付けた場合の開	 (6) 開示請求書を受け付けた場合の開	 運用の改善
2 (6)	示請求者への説明等	示請求者への説明等	(推進会議
, ,	収受印を押印し、 受付番号を記載	収受印を押印した開示請求書の写	意見関連
要綱P7	した後、開示請求書の写しを開示請	 しを開示請求者に交付するととも	受付番号導
	求者に交付するとともに、原則とし	に、原則として次の事項について説	入)
	て次の事項について説明をする。	明をする。	
第3	3 開示するかどうかの決定	3 開示するかどうかの決定	運用の改善
3(1)イ	(1) 行政文書の特定等	(1) 行政文書の特定等	(推進会議
	イ 開示請求書に記載された内容に	イ 開示請求書に記載された内容	報告関連
要綱P9	不備 <u>(行政文書を特定することが</u>	に不備があると認められるとき	支障事案)
	<u>できない場合を含む。</u> があると認	は、必要に応じ相当の期間を定め	文件子术)
	められるときは、必要に応じ相当	てその箇所の補正を求める。この	
	の期間を定めてその箇所の補正を	場合、補正の参考となる情報の提	
	求める。この場合、補正の参考と	供が必要と認められるときは、所	
	なる情報の提供が必要と認められ	要の情報の提供に努める。	
	るときは、所要の情報の提供に努		
	める。	(a) BB-++	
第3	(3) 開示請求を却下する場合の処理	(3) 開示請求を却下する場合の処理	運用の改善
3(3)ア	アー却下を行う場合	アー却下を行う場合	(推進会議
#### D O	(ア) 開示請求書に条例第7条に	(ア) 開示請求書に条例第7条に	報告関連
要綱P9	規定する必要的記載事項が記載されていない場合等で、相	規定する必要的記載事項が記載されていたい場合等で、相	支障事案)
	戦されているい場合寺で、相当の期間を定めて補正を求め	載されていない場合等で、相 当の期間を定めて補正を求め	
	たにもかかわらず当該期間内	たにもかかわらず開示請求者	
	に開示請求書の不備が補正	が当該期間内に補正に応じな	
	されない場合には、当該開示	い等の場合には、当該開示請	
	請求を却下することとなる。	求を却下することとなる。	
	なお、この場合の補正の求	near / occurs.	
	めは、書面で行う。		
	(1) (略)	(介 (略)	
	(ウ) 開示請求が条例第6条に反	(ウ) 開示請求が条例第6条に反す	
	するときは、当該開示請求を却	るときは、当該開示請求を却下	
	下する。	する。この場合、事前に総合窓	
		口に協議する。	
	(I) 却下を行う場合は、事前に		
	総合窓口に協議する。		
第3	ウ 異議申立ての処理	ウ 異議申立ての処理	運用の改善
3(3)ウ	(ア) 却下処分に係る異議申立てに	(ア) <u>上記ア(ア)、(イ)の</u> 却下処分に	(推進会議
	対する決定に当たっては、審査	係る異議申立てに対する決定	報告関連
要綱 P10	会への諮問は要しない。	に当たっては、審査会への諮問	支障事案)
	(1) 行政文書を特定することがで	は要しない。	
	きない場合に行う上記ア(ア)	(イ) 上記ア(ウ)の却下処分に係る	
	の却下処分及び 上記ア(ウ)の却	異議申立てに対する決定に当	
	下処分に係る異議申立てに対す	たっては、 <u>開示請求権制度の基</u>	

改正箇所			
該当頁	改正後	改正前	備考
	る決定に当たっては、 <u>「第</u> <u>5 5 審査会への意見照会」 により審査会の意見を聴く。</u>	<u>本に関わるものであることから、</u> 審査会の意見を聴く <u>ものと</u> する。	
第5 4	4 審査会への諮問 (1) 諮問書の作成	第5 異議申立てがあった場合の取扱い 4 審査会への諮問 (1) 諮問書の作成	運用の改善 (審査会答 申関連 異
要綱 P25	担当課(所)は、上記3により再検討を行った結果、なお開示決定等が妥当であると判断した場合には、公開主管課及び主務課に協議の上、速やかに、次の書類を添えて、諮問書を作成し審査会に諮問する。なお、異議申立てを却下する場合及び異議申立てに係る行政文書の全部を開示する場合(反対意見書が提出されている場合を除く。)には、諮問の必要はない。ア 諮問事案の概要イ開示請求書(写し)ウ 開示請求に対する決定通知書(写し)ユ 異議申立書(写し)オ その他必要な書類(異議申立ての対象となった行政文書の写し等)	担当課(所)は、上記3により再 検討を行った結果、なお当該 開示決 定等が妥当であると判断した場合 には、公開主管課及び主務課に協議 の上、速やかに、次の書類を添えて、 諮問書を作成し審査会に諮問する。 ア 諮問事案の概要 イ 開示請求書(写し) ウ 開示請求に対する決定通知書 (写し) エ 異議申立書(写し) オ その他必要な書類(当該 申立ての対象となった行政文書 の写し等) 諮問までの標準的な処理期間は 30日とする。なお、当該 異議申立 てを却下する場合及び当該 異議申立 てを却下する場合及び当該 異議申立 での対象となった行政文書 の写し等) 諮問までの標準的な処理期間は 30日とする。なお、当該 異議申立 てを却下する場合及び当該 異議申立 での対意見書が提出され ている場合を除く。)には、諮問の 必要はない。	議申立て事案の事務処理の迅速化)
	(2) 諮問までの処理期間 異議申立書を受け付けた日から 諮問までの標準的な処理期間は 30 日とする。 諮問までに 90 日を超えた事案に ついては、その理由等を年 1 回公表する。 なお、担当課(所)は、前年度に 異議申立書を受け付けた事案において、諮問までに 9 0 日を超えたものがあった場合は、毎年 7 月 3 1 日までにその理由等を総合窓口に報告する。 (3) 諮問をした旨の通知 ア 担当課(所)は、審査会に諮問した場合、次に掲げるものに 対し、該思議和書(担則第十号	(2) 諮問をした旨の通知 ア 担当課(所)は、審査会に諮 問した場合、次に掲げるものに	
	対し、諮問通知書 (規則第十号 様式) により、諮問した旨を通	対し、諮問通知書 (規則第十号 様式) により、諮問した旨を通	

7677000			
改正箇所	改正後	改正前	備考
該当頁	ケロ オ・ フ	Λυ -1- 2	
	知する。	知する。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
第5	5 審査会への意見照会	新設	運用の改善
5	担当課(所)は、上記第3の3(3)		(推進会議
##/Ø Doo	ウ(かにより審査会の意見を聴く場合、		報告関連
要綱 P26	次の書類を添えて審査会に照会する。		支障事案)
	アー意見照会事案の概要		
	<u>イ 開示請求書(写し)</u> ウ 開示請求に対する却下決定		
	<u>ウ 開示請求に対する却下決定</u> 通知書(写し)		
	<u>塩ペ音(ラン)</u> エ 異議申立書(写し)		
	オースの他必要な書類		
L 第5	6 審査会が行う調査への対応	 5 審査会が行う調査への対応	(第四の35等
6	担当課(所)は、審査会から次の事	担当課(所)は、審査会から次の事	運用の改善
	項について求めがあった場合には、こ	項について求めがあった場合には、こ	(推進会議
要綱 P26	れに応じなければならない。	れに応じなければならない。	報告関連
3CM J 1 20	ア (略)	ア (略)	支障事案)
	イ (略)	イ (略)	
	ウア又はイに定めるもののほ	ウア又はイに定めるもののほ	
	か、諮問事案 及び意見照会事案	か、諮問事案に係る意見の陳述	
	に係る意見の陳述又は資料の提	又は <u>意見書その他の</u> 資料の提出	
	出		
第5	<u>7</u> 異議申立てに対する決定	<u>6</u> 異議申立てに対する決定	・運用の改善
7	(1) 答申 <u>及び意見</u> の尊重 等	(1) 答申の尊重	(審査会答
	<u>ア</u> 担当課(所)は、審査会から	担当課(所)は、審査会から答申	中関連 異
要綱 P27	答申があったときは、諮問した	があったときは、諮問した旨を通	議申立て事
	旨を通知したものに対し答申書	知したものに対し答申書の写しを	案の事務処
	の写しを送付するとともに、答	送付するとともに、答申を尊重し	理の迅速化)
	申を尊重して速やかに異議申立	て速やかに異議申立てに対する決	_
	てに対する決定を行う。	定を行う。	・運用の改善 (審査会意
	なお、意見についても、これ		(番旦云忌 見関連 再
	を尊重して速やかに異議申立て		お問の手続
	に対する決定を行う。		きの明記)
	イ 答申を受けた後、答申の内容に 影響をひばす にこれぞれた事事		・運用の改善
	影響を及ぼすような新たな事実		
	又は事実誤認等が判明した場合		(推進会議
	は、速やかに審査会に報告した		報告関連
	上で、原則として諮問を取り下		支障事案)
	<u>げ、改めて諮問するものとする。</u> なお、意見については、これ		
	<u>なの、息兄については、これ</u> に準ずる。		
	<u>にキャる。</u> (2) 決定までの処理期間		
	答申を受け付けた日から決定ま		
	での標準的な処理期間は、答申が		
	原処分を妥当とする場合は30		
	<u>日、その他の場合は60日とする。</u>		

フトナーケケビビ			
改正箇所 該当頁	改正後	改正前	備考
	決定までに90日を超えた事案 については、その理由等を年1回 公表する。 なお、担当課(所)は、前年度 に答申を受け付けた事案におい て、決定までに90日を超えたも のがあった場合は、毎年7月31 日までにその理由等を総合窓口に 報告する。 (3) 総務部政策法務課長への合議 異議申立てに対する決定をする 際には、公開主管課及び主務課と協議の上、総務部政策法務課長に合議 する。 (4) 決定書の作成・送達等 (以下略)	(2) 総務部政策法務課長への合議 異議申立てに対する決定をする 際には、公開主管課及び主務課と協 議の上、総務部政策法務課長に合議 する。 (3) 決定書の作成・送達等 (以下略)	
第 5 8 要綱 P28	8 事務処理の進行状況等 担当課(所)は、異議申立人の求めに 応じて、事務処理の進行状況及び見通 し等について回答する。	新設	・運用の改善 (審査会答 申関連 異 議申立て事 案処理の透 明性の確保)
第 5 9 要綱 P28	<u>9</u> 第三者から異議申立てがあった場合 等の取扱い (以下略)	<u>7</u> 第三者から異議申立てがあった場合 等の取扱い (以下略)	第5 5及び 7の新設に よる番号の 繰下げ
第 6 2 (1) 要綱 P29	第6 申出による開示に係る事務 2 事務処理 (1) 申出の受付等 開示の申出は、行政文書開示申出書(別記第4号様式)を提出することにより行う。 受付は、収受印を押印するとともに、年度別の受付番号を記載して行う。各出先機関窓口で受け付ける場合には、総合窓口に電話で照会の上、受付番号を記載する。 なお、この受付番号は、別記第5号様式及び別記第9号様式から別記第12号様式により通知又は回答をする際、備考欄に記載する。	第6 申出による開示に係る事務 2 事務処理 (1) 申出の方法 開示の申出は、行政文書開示申出書(別記第4号様式)を提出することにより行う。	運用の改善 (
附則	<u>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</u>	追加	